

○一宮町緊急通報装置設置事業実施要綱

平成14年4月1日

要綱第23号

改正 平成27年12月28日告示第62号

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり暮らしの高齢者等に緊急通報装置を貸与することにより、急病や災害等の緊急時における日常生活上の不安を解消し、もってこれらの者の福祉増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 町内に住所を有するおおむね65歳以上の者をいう。
- (2) 重度身体障害者 町内に住所を有し、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級又は2級に該当する者で、身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上65歳未満のものをいう。
- (3) 協力員 緊急通報があった場合、安否の確認を行い、必要な措置を講ずるとともに町その他関係機関に連絡する者をいう。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、おおむね65歳以上の独居世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する重度身体障害者とする。

(申請)

第4条 この事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は緊急通報装置設置事業利用申請書（別記第1号様式）、確約書（別記第2号様式）及び緊急通報装置協力者登録依頼書（別記第3号様式）を町長に提出するものとする。

2 申請者は、前項の申請時に協力員を2人以上確保しなければならない。

(決定)

第5条 町長は、前条の申請があったときはその内容を調査し、審査した結果貸与の可否を決定し、その結果を緊急通報装置事業利用決定（却下）通知書（別記第4号様式）に

より申請のあった者（以下「被貸与者」という。）に通知するものとする。

（費用の負担）

第6条 緊急通報装置の設置にかかる費用及び使用料は、業者の毎月の請求に基づき町が支払う。ただし、生計中心者の前年所得税課税世帯については、別表の利用者負担額表により負担する額を支払うものとする。

（関係機関との連絡）

第7条 町長は、関係機関との密接な連携を保ち、その協力を得て事業の円滑な推進を図るものとする。

（変更の届出）

第8条 被貸与者は、第4条第1項の規定による申請事項に変更が生じた場合は、緊急通報装置設置変更届出書（別記第5号様式）により、速やかに町長に届け出なければならない。

（貸与の取り消し）

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた時は、緊急通報装置を撤去することができる。

- (1) 利用者が、第3条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 利用者が転出又は死亡したとき。
- (3) 利用者が介護保険施設等に入所したとき。
- (4) 利用者が医療機関に継続しておおむね3月以上入院したとき。
- (5) その他町長が撤去を必要と認めたとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要なことは、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

（廃止）

- 2 一宮町緊急通報装置設置等取扱要領（平成3年一宮町要領第2号）は、廃止する。

附 則（平成27年12月28日告示第62号）抄

（施行期日）

1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

別表（第6条）

緊急通報装置設置事業に伴う利用者負担額の基準（年額）

利用者世帯の階層区分		利用者負担額
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0円
B	生計中心者の前年所得税非課税世帯	0
C	生計中心者の前年所得税課税年額10,000円以下の世帯	16,300
D	生計中心者の前年所得税課税年額10,001円以上30,000円以下の世帯	28,400
E	生計中心者の前年所得税課税年額30,001円以上80,000円以下の世帯	42,800
F	生計中心者の前年所得税課税年額80,001円以上140,000円以下の世帯	52,400
G	生計中心者の前年所得税課税年額140,000円以上の世帯	全額

別記第1号様式(第4条第1項)

緊急通報装置設置事業利用申請書

年 月 日

一宮町長 様

住所  
申請者 氏名 印  
電話

緊急通報装置を利用したいので、一宮町緊急通報装置設置事業実施要綱第4条第1項の規定により申請します。

利用者	住所	一宮町						電話	( )		
	氏名	男・女			生年月日	年 月 日 歳					
	個人番号										
生計中心者	住所	一宮町						電話	( )		
	氏名				生年月日	年 月 日 歳					
住居の状況	1 自家	民生委員	住所								
	2 借家		氏名								
	電話		( )								

緊急通報装置利用申請に伴う所得状況判断のため、私(生計中心者)の課税状況について、調査することに同意します。 なお、次年度より引き続き利用する場合も同様とします。	
署名捺印	印 利用者との関係
住所	電話

※町記入欄

確認事項	確認年月日	課 税 状 況 等
	年 月 日	

第2号様式(第4条第1項)

年 月 日

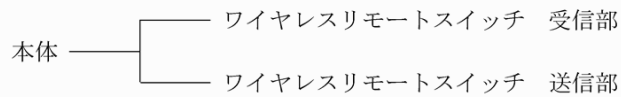
一宮町長 様

住 所  
氏 名 印

確 約 書

一宮町から、緊急通報装置の貸与を受けるにあたり、一宮町緊急通報装置設置事業実施要綱に基づき、次の事項を守ることを約し、本書を提出します。

- 1 借受物件 緊急通報装置一式



- 2 貸与を受けた緊急通報装置を適切な管理のもとに使用し、これを譲渡し、転貸し、又は担保に供する等目的以外には使用しません。
- 3 緊急通報装置の借用期間は、 年 月 日から1年間とし、有効期間が終了するまでに意思表示をしないときは、更に1年間更新したものとし、その後も同様に更新したものとみなします。
- 4 緊急通報装置の全部又は一部をき損し、又は滅失したときは、直ちに町長にその状況を報告し、その指示に従います。
- 5 次の各号に該当する場合は、速やかに緊急通報装置を町長に返還します。
- (1) 緊急通報装置設置資格要件に該当しなくなったとき。
  - (2) その他、町長が緊急通報装置を設置しておく必要がないと認めたとき。
- 6 緊急通報協力者は、緊急通報装置協力者登録依頼書のとおりです。

7 鍵の管理は次のとおりです。

- (1) 通報先等協力者 \_\_\_\_\_ に預ける。
- (2) その他( \_\_\_\_\_ )

8 緊急通報を発した場合は、協力者等関係機関の住宅内への立ち入りを認めます。

9 緊急時に協力者等関係機関が住宅内に入るに際し、住宅等の一部に破損が生じても、修復責任を問いません。

10 この確約書に定めない事項については、すべて町長の指示に従います。

利用者の住所略図

第3号様式(第4条第1項)

緊急通報装置協力者登録依頼書

年 月 日

一宮町長 様

住所  
申請者 氏名 印  
電 話

次のとおり申請します。

利 用 者	住所	一宮町	電話( )	血液型	
	氏名	男・女	生年月日	年 月 日	歳
第1協力者	住所	一宮町			
	氏名	電話( )			
第2協力者	住所	一宮町			
	氏名	電話( )			
第3協力者	住所	一宮町			
	氏名	電話( )			
緊 急 時 の 連 絡 先	第1連絡先	住所			
		氏名	電話( )		
	第2協力者	住所			
		氏名	電話( )		
	民生委員	住所	電話( )		
		氏名	担当地区		
主 治 医	住所	電話( )			
	氏名	医師名			
加 入 保 険	<input type="checkbox"/> 国民健康保険 <input type="checkbox"/> 共済組合保険 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 社会保険 <input type="checkbox"/> 生活保護				
身 体 状 況				住居形態	

第4号様式(第5条)

緊急通報装置設置事業利用決定(却下)通知書

年 月 日

様

一宮町長

あなたから申請のありました緊急通報装置の貸与については、次のとおり決定(却下)したので通知します。

記

利用者負担	
理由(却下の場合)	

次の事由が生じた場合には、速やかに届出をしてください。

- (1) 利用者が独居でなくなったとき。
- (2) 利用者が転出又は死亡したとき。
- (3) 利用者が介護保険施設等に入所したとき。
- (4) 利用者が医療機関に継続しておおむね3月以上入院したとき又は入院が見込まれるとき。
- (5) その他、緊急通報装置を使わなくなったとき。



第5号様式(第8条)

緊急通報装置設置事業変更届出書

年 月 日

一宮町長 様

住 所  
申請者  
氏 名

緊急通報装置設置事業利用申請事項の変更が生じたので届け出ます。

利 用 者	住 所	一宮町		電 話	( )
	氏 名	男・女	生年月日	年	月 日 歳
変 更 事 由					

別記第1号様式 (第4条第1項)

第2号様式 (第4条第1項)

第3号様式 (第4条第1項)

第4号様式 (第5条)

第5号様式 (第8条)